

東海市告示第100号

東海市パートナーシップ宣誓制度に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

東海市長 花田勝重

東海市パートナーシップ宣誓制度に関する要綱の一部を改正する要綱

東海市パートナーシップ宣誓制度に関する要綱（令和5年東海市告示第16号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東海市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する要綱

第1条中「パートナーシップ」を「パートナーシップ・ファミリーシップ」に改め、「該当する者」の次に「をはじめ様々な事情により婚姻制度を利用することができない者」を加える。

第2条第2号中「であって、その双方又は一方が性的マイノリティに該当する者であるもの」を削り、同条第4号中「パートナーシップ宣誓制度」を「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「パートナーシップ」を「パートナーシップ・ファミリーシップ」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) ファミリーシップ パートナーシップにある者が、パートナーシップにある者の一方又は双方の子をはじめとした近親者（三親等内の者をいう。以下同じ。）その他市長が適当と認める者（以下「近親者等」という。）を含め、家族であると約束した関係をいう。

第3条第4号中「パートナーシップの」を「パートナーシップ又はそれに類する」に改め、同条第5号に次のただし書を加える。

ただし、共に宣誓をしようとする者同士がパートナーシップに基づき養子縁組を

している、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。

第4条第1項中「パートナーシップ宣誓書兼確認書」を「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書兼確認書」に改め、同条第2項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 近親者等とファミリーシップの関係にあることを宣誓しようとする場合は、近親者等である事実が確認できる書類（以下「近親者等確認書類」という。）（宣誓の日前3月以内に発行されたものに限る。）

第4条の2第1項中「パートナーシップ宣誓継続申告書」を「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書」に改める。

第6条第1項中「パートナーシップ宣誓証明書」を「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書」に、「パートナーシップ宣誓証明カード」を「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード」に改める。

第14条を第16条とする。

第13条中「パートナーシップ」を「パートナーシップ・ファミリーシップ」に改め、同条を第15条とする。

第12条第1号中「第9条第3項」を「第11条第3項」に改め、同条第2号中「第10条」を「第12条」に改め、同条を第14条とする。

第11条を第13条とし、第10条を第12条とする。

第9条第1項中「パートナーシップ宣誓証明書等返還届」を「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届」に改め、同項第3号中「パートナーシップ宣誓制度」を「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」に改め、同条第2項中「パートナーシップ宣誓制度」を「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」に改め、同条を第11条とする。

第8条第1項中「本名若しくは通称又は住所」を「第4条の規定により宣誓書に記載した事項」に、「パートナーシップ宣誓事項変更届」を「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓事項変更届」に改め、同条第2項に次の1号を加える。

- (4) ファミリーシップの関係に変更が生じた場合（新たに近親者等とファミリーシップの関係にあることを宣誓しようとする場合に限る。）にあつては、近親者等確認書類（宣誓の日前3月以内に発行されたものに限る。）

第8条第3項中「第7条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条を第10条とす

る。

第7条第1項中「パートナーシップ宣誓書証明書等再交付申請書」を「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書証明書等再交付申請書」に改め、同条第2項中「第7条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条を第9条とする。

第6条の次に次の2条を加える。

(近親者等に関する記載)

第7条 宣誓者の一方又は双方に近親者等がいる場合であって、ファミリーシップの関係にあり、宣誓証明書等に近親者等の氏名及び生年月日(以下「氏名等」という。)の記載を希望するときは、近親者等の氏名等が記載された宣誓書等とともに、次に掲げる書類を市長に提出することで、宣誓証明書等に記載することができる。ただし、第4条第2項の規定により提出された書類をもって代えることができると認められる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 近親者等確認書類(提出の日前3月以内に発行されたものに限る。)

(2) 近親者等の記載に関する同意書(15歳以上の近親者等に限る。以下「同意書」という。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 15歳以上の近親者等について、宣誓証明書等に氏名等の記載を希望するときは、第4条第1項に規定する宣誓書及び前項第2号に規定する同意書に、当該近親者等が自ら記入するものとする。この場合において、当該近親者等が自ら記入することができないと市長が認めるときは、他の者がこれらの書類を代筆することができる。

(近親者等に関する記載の削除)

第8条 宣誓書に氏名等を記載された15歳以上の近親者等は、市長にパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書(以下「申立書」という。)を提出することにより、当該近親者等が記載された宣誓証明書等から当該近親者等の氏名等を削除するよう申立てることができる。

2 前項における本人確認は、第4条第4項の規定を準用する。

3 市長は、第1項の規定により申立書の提出があったときは、当該記載された近親者等の氏名等を削除した宣誓証明書等を交付するとともに、削除する前の宣誓証明書等の返還を受けるものとする。ただし、宣誓証明書等の紛失その他やむを得ない理由がある場合は、当該宣誓証明書等の返還を要しない。

## 附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の東海市パートナーシップ宣誓制度に関する要綱の規定により交付されている宣誓証明書等は、改正後の東海市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する要綱の規定により交付されたものとみなす。